
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**

項目 **第 578 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 578 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 10 日開催）において、公正価値オプションの採用に関する ASBJ 事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（公正価値オプションに関する定めを取り入れることについて）

2. 事務局の分析について、実務上のニーズへの対応及び企業の実態を財務諸表に表すという観点から分析を行うという方向性に異論はない。
3. 審議資料(5)-2 第 14 項(1)の実務上のニーズに応えることが目的である場合には、トレーディング目的で保有する債権を公正価値で測定（FVPL 処理）するための要件を見直すことが直接的な対応になると考える。また、審議資料(5)-2 第 14 項(2)の実務上のニーズに対応する場合には、時価ヘッジ会計に関する要件の見直しで対応するべきと考えられる。このため、実務上のニーズへの対応として、公正価値オプションの定めを取り入れることが最善であるかどうかについて再検討することが考えられる。
4. 実務上のニーズが絞り切れている場合には個別に対応することが考えられるものの、公正価値オプションの定めを取り入れることに関連する新たな実務上のニーズが聞かれた場合に追加的な対応を検討する可能性があることが懸念される。
5. 公正価値オプションに関する定めを取り入れることについて、金融投資と事業投資というこれまでの考え方や原則を変えることを意図しているのか、これまでの考え方や原則を維持しつつ例外的な措置として対応しようとしているのかが明確ではないと考える。
6. 仮に金融投資と事業投資というこれまでの考え方を維持するとした場合、金融投資に該当するものについては FVPL 処理することを要求するという理解でよいかを確認したい。

（公正価値オプションを適用する場合の要件等について）

7. IFRS 第9号「金融商品」の分類アプローチと日本基準でこれまで重視してきた考え方との両立という観点から、米国会計基準の適用に関する要件を設けない公正価値オプションを活用するという方向性を支持する。
8. 公正価値オプションに関する定めを取り入れることによるリスクや懸念について改めて分析した上で、公正価値オプションを適用する場合の要件について今後議論することが考えられる。
9. 公正価値オプションの適用に関する要件を設けない場合であっても、当該オプションによって会計上のミスマッチを解消するという目的が根本にあるのかどうかについては議論することがよいと考える。また、当該目的を整理することは、IFRS 第17号「保険契約」を含めたコンバージェンスを検討していく上で有用であると考ええる。
10. フェーズ1において公正価値オプションに関する定めを取り入れるとする場合には、公正価値オプションの対象を債権及び債券に限定した上で、金融商品ごとに発生認識時に取消不能な選択を行う旨を定めるという方向性に異論はない。また、公正価値オプションを適用した金融商品については、予想信用損失モデルの対象外とすることについても異論はない。
11. 仮に公正価値オプションに関する定めを取り入れる場合には、開示についても検討が必要であるとする事務局の分析に同意する。

(その他)

12. 仮に公正価値オプションに関する定めを取り入れる場合は、フェーズ2においても公正価値オプションの適用について議論することが考えられる。
13. 金融機関を中心に、公正価値オプションが世界的にどの程度利用されているかについて確認したい。

以 上